

米軍共同訓練緊急事故・事態等に関する 危機管理マニュアル

平成21年9月

令和6年4月修正

総合政策部 空港政策課

本危機管理マニュアルについては、組織機構等の改正及び想定事例等が変更となった場合には、適時修正を行いながら対応する。

目 次

1	在日米軍再編に係る訓練移転（共同訓練）における総合政策部と 危機管理室の役割について	1
	（1）基本的な役割	
	（2）訓練実施等の市民周知	
	（3）訓練実施時における落下物等の市民目撃情報及び米軍人による事故・事 件等情報への対応	
2	事故・事態等の対応フロー図	2
3	具体的想定事例の対応	3
	（1）市民目撃情報等に対する対応	
	（2）米軍航空事故等連絡会議からの事故・事態通報に対する協力要請	
4	資 料 編	
	資料 1 米軍航空事故等連絡会議規約	
	資料 2 千歳基地に係る米軍航空事故等に関する緊急措置要領	
	資料 3 千歳基地日米共同訓練に伴う緊急事態等対策会議連絡体制	
	参考資料 苫小牧市消防本部特殊消防対象物等活動要領（航空機事故抜粋）	

1 在日米軍再編に係る訓練移転（共同訓練）における総合政策部と危機管理室の役割について

（１） 基本的な役割

○総合政策部 ～ 訓練移転（共同訓練）計画及び実施についての国等の協議内容及び議会对応並びに市民周知全般に関すること。

○危機管理室 ～ 訓練実施に関する「米軍航空事故等連絡会議」等からの緊急連絡通報に基づく、協力要請等に対応する支援活動等の指示命令に関すること。

※「米軍航空事故等連絡会議」の緊急連絡者のうち1名を危機管理室担当者とし、危機管理室の初動体制の円滑化を図る。

（２） 訓練実施等の市民周知

○総合政策部

市ホームページ(総合政策部)及び市役所だより並びに報道機関への掲載。

- ・ 訓練実施内容 ・ 訓練実施計画 ・ 住民説明会開催等
- ・ 総合開発特別委員会審議内容等
- ・ 事故事件発生対応結果等

○危機管理室

危機管理室のホームページにも「在日米軍再編に係る訓練移転」を標題掲載し、総合政策部のホームページへリンクさせる。

※緊急事態発生時対応内容についても総合政策部のホームページで掲載する。

※緊急事態発生時の報道関係者対応は、基本的には空港政策課で行う。

（３） 訓練実施時における落下物等の市民目撃情報及び米軍人による事故・事件等情報への対応

○総合政策部・危機管理室

①航空機等の落下物等

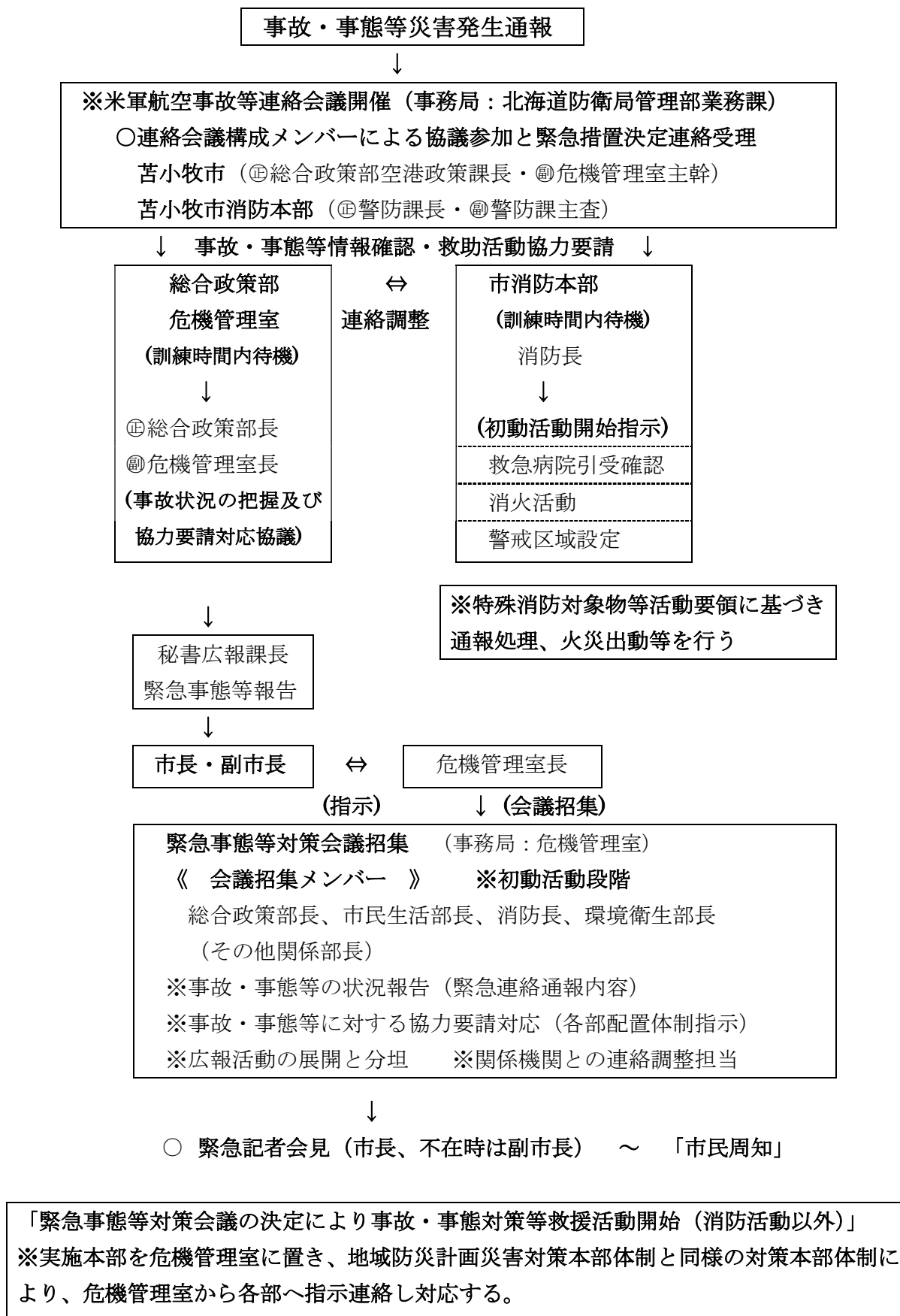
市民からの情報については、総合政策部で受理し、危機管理室と共同で現地調査等事実確認を行い、「米軍航空事故等連絡会議」へは総合政策部から情報提供及び処理対応を要請する。

②米軍人による事故事件等情報

米軍人の私的行動時の事故事件が発生した場合は、警察への通報及び事実確認を総合政策部と危機管理室で行い、「米軍航空事故等連絡会議」へは総合政策部から情報提供及び処理対応を要請する。

2 事故・事態等の対応フロー図

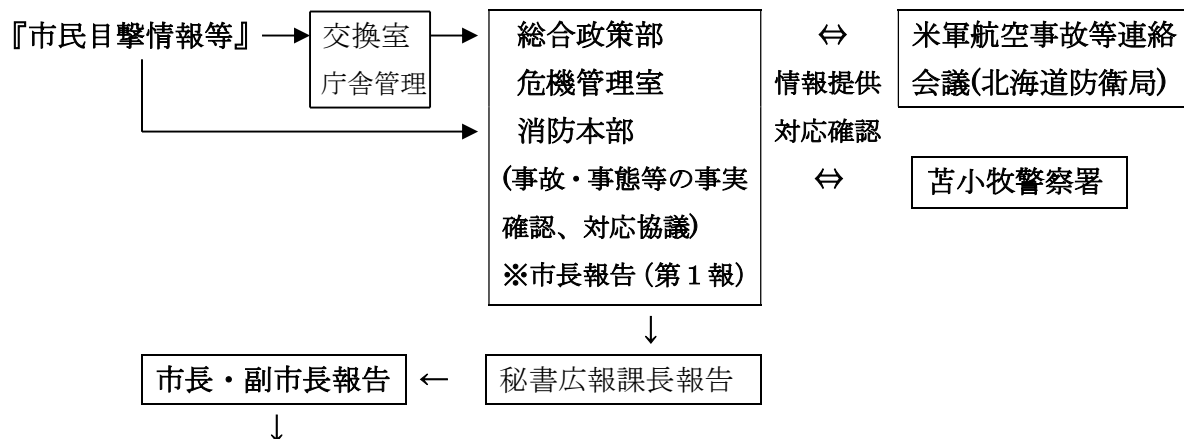
平成19年1月29日施行の千歳基地に係る米軍航空事故等連絡会議規約第4条及び第5条に基づく、緊急措置要領に定める事故等発生時の緊急連絡体制及び被災者に対する救助活動分担（基準）に従い、本市の事故・事態等の対応を実施する。



3 具体的想定事例の対応

(1) 市民の目撃情報等に対する対応

市民からの米軍機等の落下物及び航空機異変等の目撃情報又は米軍人による事故事態等の情報が寄せられた場合



『緊急記者会見』 ~ (総合政策部・危機管理室)

※情報について、誤情報であれば空港政策課で文書保存する。(市長報告後)

※情報が航空事故等の場合は、「米軍航空事故等連絡会議からの事故通報」に基づき対応する。

(2) 米軍航空事故等連絡会議からの事故・事態等の通報に対する協力要請対応

米軍航空事故等に関する緊急措置要領第3条(緊急連絡通報の内容)による通報を受けた場合は、同要領第4条に定める被災者救助活動分担表(基準)に基づく所掌事務活動内容を基本とした活動体制等を実施する。

(通報内容)

- ①航空事故等発生日時
- ②航空事故等種類(墜落、不時着、器物落下等)
- ③航空事故等の概要(経緯、被害状況、処理状況、危険性残存の有無、
環境破壊の有無)
- ④その他必要な事項

○『緊急事態等協力要請体制』

- ①「米軍航空事故等連絡会議」において、通報内容確認 ~ (現地等確認)

(総合政策部空港政策課・危機管理室・消防本部の職員出席)

↓ (情報収集と現地会議出席)

「空港政策課」で全体状況を把握する。⇔「危機管理室」「消防本部」と連携

↓

- ②理事者への状況報告 ~ 空港政策課から秘書広報課経由で報告

↓

- ③協力支援体制(要請受理) ~ 総合政策部・危機管理室 ⇔ 消防本部

↓

(連絡調整)

④事故・事態等のマスコミ対応 ～ 空港政策課 ⇔ 危機管理室



※逐次、理事者へ報告。(秘書広報課経由)

※市長記者会見等については北海道と連携して対応する

※北海道との協議連携は総合政策部が担当する。

①事故事件等の状況

②事故事件等発生直後における対応

③協力支援活動における対応

⑤「緊急事態等対策会議」開催(委員招集) ～ 苫小牧市危機管理指針に基づく開催。



⑥各担当部に活動内容の指示(会議決定後) 危機管理室 ⇒ 各担当部

○苫小牧市緊急事態対策会議が決定し、援助協力する初動活動、支援活動等については、苫小牧市地域防災計画に基づき活動を行う。

《米軍航空事故被災者救助活動分担表(基準)に基づき任務分担する》

※航空事故の発生の場合の米軍の緊急活動については、在日米軍司令部と防衛省との間の緊急救助体制に関する合意に基づいて行われるものとする。

※北海道及び関係市町は主務機関(防衛局、警察、消防、海保)の援助協力機関である。

●初動活動 ～ 消防・医療支援

①負傷者救援活動 ～ 救急活動(消防)、救急病院引受確認(消防)

②現場対策 ～ 消火活動(消防)、警戒区域設定(消防)、立入制限(消防が援助)

③援助協力活動 ～ 負傷者名簿作成、応急医療活動、避難広報活動

●協力支援活動 ～ 被災者生活支援

①財産被災者救護 ～ 仮住居の斡旋提供(援助)、生活必需品の支給(援助)

②被災者名簿の作成

資 料 編

資料 1 千歳基地に係る米軍航空事故等連絡会議規約

資料 2 千歳基地に係る米軍航空事故等に関する緊急措置要領

別表 1 米軍航空事故等緊急連絡者職名表

別表 2 通報経路図

別表 3 米軍航空機事故被災者救助活動分担表（基準）

資料 3 千歳基地日米共同訓練に伴う緊急事態等対策会議連絡体制

参考資料 苫小牧市消防本部特殊消防対象物等活動要領（航空機事故抜粋）

資料 1

千歳基地に係る米軍航空事故等連絡会議規約

千歳基地に係る米軍航空事故等連絡会議規約

(名 称)

第1条 本会は、千歳基地に係る米軍航空事故等連絡会議（以下「連絡会議」という。）と称する。

(目 的)

第2条 連絡会議は、千歳基地及びその周辺において米軍による航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合等の対処に万全を期すため、関係機関相互間の緊密かつ迅速な連絡調整体制の整備等について連絡協議することを目的とする。

(構成)

第3条 連絡会議は、次に掲げる関係機関をもって構成する。

- (1) 北海道
- (2) 千歳市
- (3) 苫小牧市
- (4) 恵庭市
- (5) 北広島市
- (6) 長沼町
- (7) 安平町
- (8) 由仁町
- (9) 栗山町
- (10) 厚真町
- (11) 千歳市消防本部
- (12) 苫小牧市消防本部
- (13) 恵庭市消防本部
- (14) 北広島市消防本部
- (15) 南空知消防組合消防本部
- (16) 胆振東部消防組合消防本部
- (17) 北海道警察本部
- (18) 千歳警察署
- (19) 第一管区海上保安本部
- (20) 航空自衛隊千歳基地
- (21) 陸上自衛隊北部方面総監部
- (22) 北海道防衛局

(緊急連絡体制等の協議)

第4条 連絡会議は、米軍による航空機事故及び航空機事故に伴う災害が発生した場合等に対処するため、次の各号に掲げる事項について協議し、協議が整ったときは緊急措置要領を定めるものとする。

- (1) 緊急連絡体制
- (2) 被害者に対する救助活動
- (3) その他

(事故等の対応)

第5条 米軍航空事故、その他米軍に係わる事故等が発生した場合には、関係する機関はすみやかな連絡調整を行い、必要な対応をとるものとする。

(運 営)

第6条 連絡会議は、北海道防衛局が招集する。

- 2 連絡会議は、原則として毎年1回定期的に開催するほか、関係機関から要請があった場合に必要に応じて開催するものとする。

(庶 務)

第7条 連絡会議の庶務は、北海道防衛局管理部業務課において処理する。

附 則

この規約は、平成19年1月29日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年2月15日から施行する。

千歳基地に係る米軍航空事故等に関する
緊急措置要領

目次

第1条 趣旨

第2条 連絡者等の指定及びその任務

第3条 緊急連絡通報の内容

第4条 被災者に対する救助活動の分担

第5条 要領の改正

附則

別表：	1	米軍航空事故等緊急連絡者職名表
	2	通報経路図
	3	米軍航空事故被災者救助活動分担表（基準）

千歳基地に係る米軍航空事故等に関する緊急措置要領

千歳基地に係る米軍航空事故等連絡会議規約第4条に基づき、緊急措置要領を次のとおり定める。

(趣旨)

第1条 この要領は、米軍航空事故等が発生した場合における緊急連絡体制及び被災者に対する救助活動の分担（基準）について必要な事項を定める。

(連絡者等の指定及びその任務)

第2条 各関係機関は、別表1「米軍航空事故等緊急連絡者職名表」に定める連絡者及び副連絡者及び副連絡者（以下「連絡者等」という。）を指定し、米軍航空事故等の通報、救助活動等の連絡にあたるものとする。

2 連絡者等は、米軍航空事故等の情報を得たときは、直ちに別表2「通報経路図」により、関係する機関の連絡者等に通報するものとする。

3 各関係機関は、別表1に変更があった場合にはすみやかに北海道防衛局へ通知し、北海道防衛局は各関係機関へその旨を通知するものとする。

(緊急連絡通報の内容)

第3条 前条の規定による通知は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 米軍航空事故等発生の日時、場所

(2) 米軍航空事故等の種類（墜落、不時着、器物落下等）

(3) 米軍航空機事故等の概要

ア 経緯

イ 被害状況

ウ 処理状況

エ 危険性残存の有無

オ 環境破壊の有無

(4) その他の必要な事項

(被災者に対する救助活動の分担)

第4条 米軍航空事故による災害発生に伴う関係機関の救助活動の分担並びに協力については、別表3「米軍航空事故被災者救助活動分担表（基準）」のとおりとする。

(要領の改正)

第5条 この要領を改正する場合は、千歳基地に係る米軍航空事故等連絡会議規約第6条に定める会議に諮るものとする。

付 則

この要領は、平成19年1月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年2月15日から施行する。

米軍航空事故等緊急連絡者職名表

平成21年4月1日現在

機 関 名

北 海 道

千 歳 市

苫 小 牧 市

恵 庭 市

北 広 島 市

長 沼 町

安 平 町

由 仁 町

栗 山 町

厚 真 町

千歳市消防本部

苫小牧市消防本部

恵庭市消防本部

北広島市消防本部

南空知消防組合消防本部

胆振東部消防組合消防本部

北海道警察本部

千歳警察署

第一管区海上保安本部

航空自衛隊千歳基地

陸上自衛隊北部方面總監部

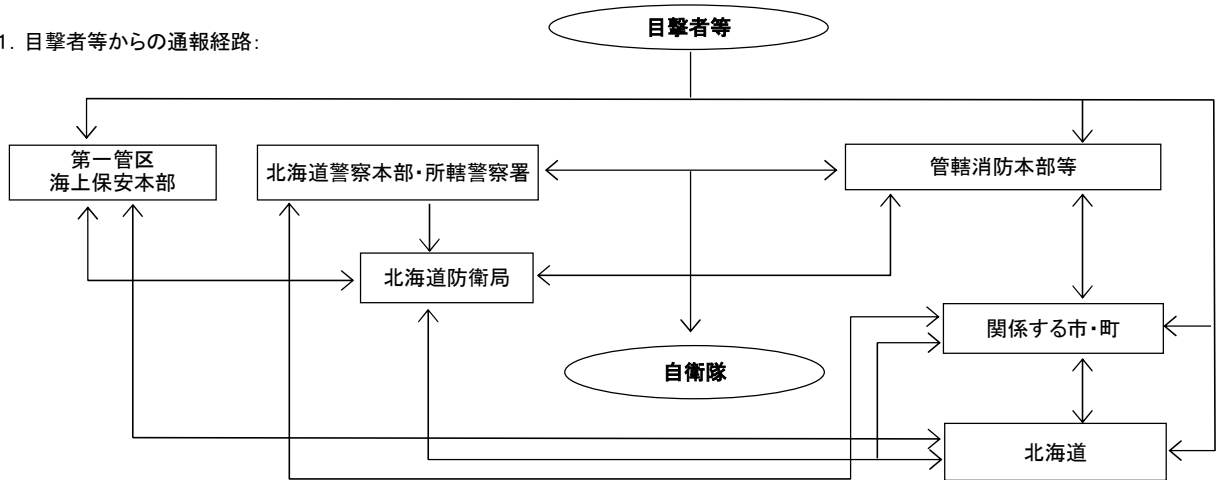
北海道防衛局

※機関名のみ公表

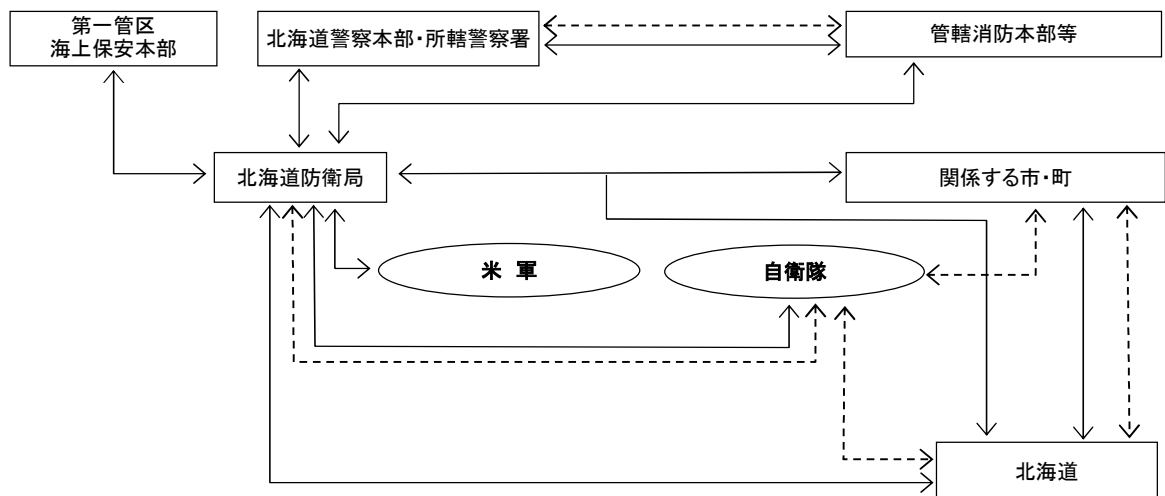
通 報 経 路 図

別表2

1. 目撃者等からの通報経路:



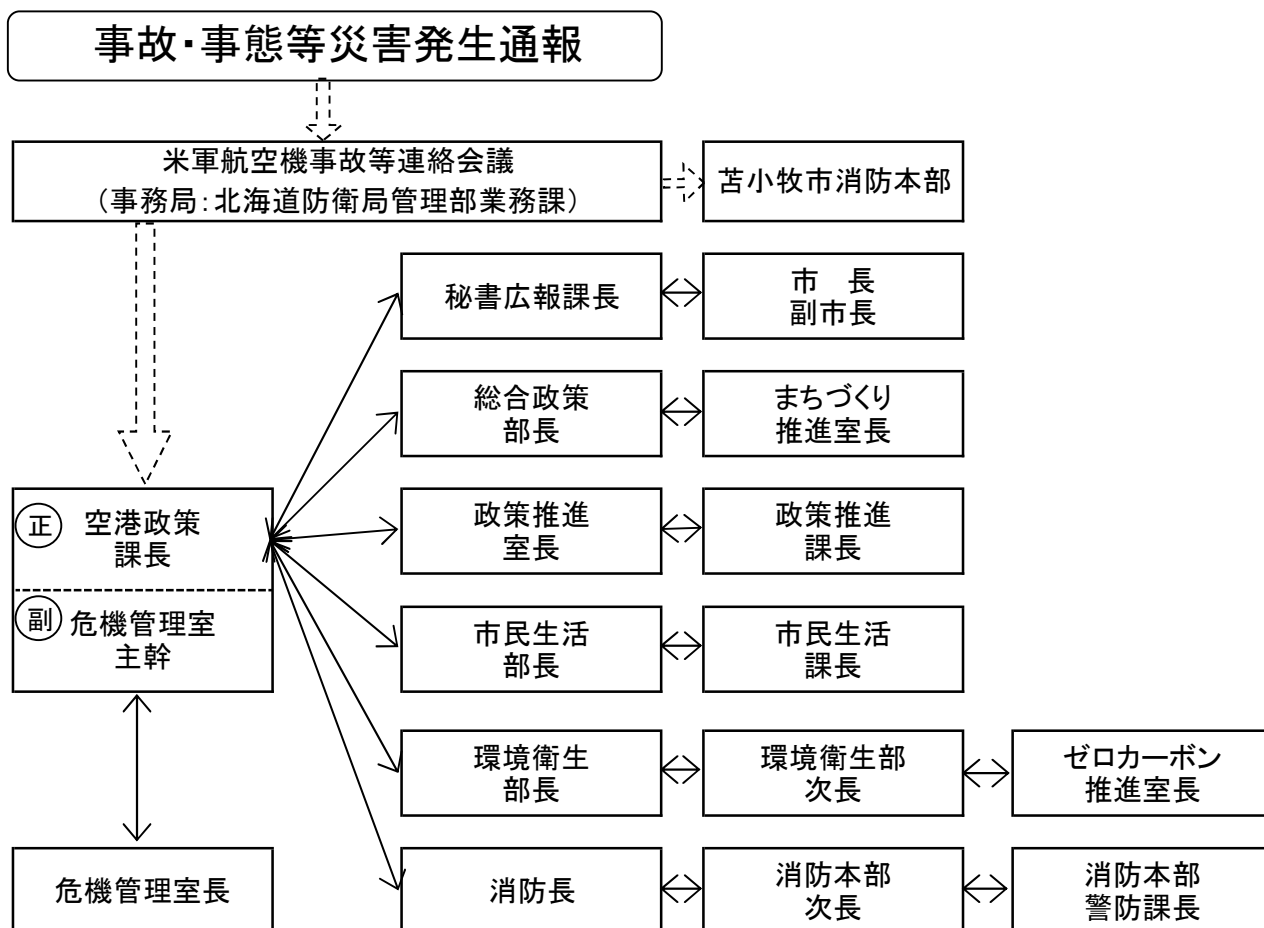
2. 米軍または自衛隊からの通報経路



凡例: ————— 米軍からの通報経路
 - - - - - 自衛隊からの通報経路

No.	区分	活動内容	海保	警察	消防	自衛隊	北海道	市・町	北海道防衛局
1	負傷者救援	(1)救援活動	◎	○	◎	○	○	○	○
		(2)救急病院の引受確認	○		◎	○	○	○	○
		(3)その他(転院等)				○	○	○	◎
2	現場対応	(1)消火活動			◎	○		○	
		(2)警戒区域の設定	◎	○	◎				
		(3)立入制限、交通整理	◎	◎	○				
		(4)現場保存		◎	○				○
3	財産被災者救護	(1)財産保護・警備		◎					
		(2)仮住居の斡旋提供					○	○	◎
		(3)生活必需品の支給					○	○	◎
備考		・航空事故の発生の場合の米軍の緊急活動については、在日米軍司令部と防衛省との間の緊急救助体制に関する合意に基づいて行われるものとする。 注1:◎は、主務機関を示す。○は、主務機関への援助協力機関を示す。 注2:海保に関しては、海上における航空事故が発生した場合を示す。 注3:本活動分担は、各関係機関の法規等に基づき行政権限の所掌事務の範囲内で行われるものとし、活動内容については、実施により変わる場合がある。							

千歳基地日米共同訓練に伴う緊急事態等対策会議連絡体制



苫小牧市消防本部特殊消防対象物等活動要領（航空機事故抜粋）

第3章 航空機事故

第1節 初動体制

1 適用基準

本章は、別表1に定める固定翼航空機（滑空機を除く。以下同じ）及び回転翼航空機の火災、その他の事故（以下「航空機事故」という。）が、発生又は発生のおそれがある場合において適用する。

2 発災通報の処理

指令センターは、前項に定める航空機事故発生の通報を受報した場合は、別表2に定める通信連絡系統に基づき、関係機関へ通報するものとする。なお、米軍機に限り北海道防衛局に対し、様式1による通報を行うものとする。

3 出動指令

航空機事故発生の通報を受報した場合は、別表3に掲げる発災場所の区分に応じ、苫小牧市消防隊等出動計画に定めるところによるが、原則として三点セットを同時に出動させるものとする。

第2節 警防活動上の基本原則

1 災害現場指揮本部の設置

- （1）航空機事故が発生した場合は、原則として災害現場指揮本部（以下「指揮本部」という。）を設置し、火災状況、被害状況等の災害実態の把握と警防活動方針の早期確立を図り指揮本部長の命により統一ある行動をとらなければならない。
- （2）苫小牧市災害対策本部及び現地本部（以下「市災対本部」という。）が設置されている場合、指揮本部長は、市災対本部との連絡を密にする。
- （3）指揮本部の運用については、指揮本部活動要領の定めるところによる。

2 基本的な部隊編成

出動する消防隊の基本的な部隊編成は次のとおりとし、部隊編成に基づく消防隊等の指定は別表3のとおりとする。

（1）救助隊

事故現場における救助、救護等の活動を行う救助隊及び救急隊

（2）消火隊

火災が発生又は発生するおそれのある航空機に対し、泡消火薬剤又は水により消火活動を行う消防隊

（3）補水隊

消火隊に対し消火用水を供給する消防隊

3 現着時の情報収集

現場最高指揮者又は先着消防隊長が行う。現着時の情報収集項目は、別表4のとおりとする。

4 救助活動の基本原則

航空機事故における救助活動は、次のとおりとする。

- (1) 航空機のうち、旅客機での事故の場合は、多数の要救助者が予想されることから、救助隊のほか消火隊又は補水隊の中から救助活動を行う隊を指定し、救助活動を行う。
- (2) 機体の内部進入は、消火隊により救出路及び避難路を確保し風上、風横からとする。
- (3) 内部進入口は、搭乗出入口及び非常口を基本とし、次の場所を選定するものとする。
 - ア 乗客等が多数閉じ込められていると認められる場所
 - イ 延焼危険の大きい部分に接近した出入口
 - ウ 他隊の支援が得られやすく、救出路の設定、確保及び要救助者の収容が容易な場所
- (4) 出入口、非常口の開閉が極めて困難な場合は、原則として窓の上部（窓を含む）を切断し進入口を設定する。この場合、航空関係者の協力を求めるものとする。
- (5) 要救助者の検索は、人命危険の大なる場所から順次実施する。
- (6) 救助は、救助が容易な位置又は容易な状態の者から行う。ただし、重症者等はその症状等により優先する。
- (7) 救助を行うときは、二次災害の防止のため酸素及び燃料等の遮断、マスタースイッチ又はバッテリーの遮断により電源供給を停止し行うものとする。ただし、これらの措置が不可能な場合は、援護注水等の支援体制を確保して行う。

5 消火活動の基本原則

消火隊は、風向及び延焼状況に応じて航空機の周辺に部署し、主として航空機燃料による火災の鎮圧を図るとともに、救出路及び避難路の設定、確保を行い、人命救助の実施及びその支援を行うことを基本とし、次のとおりとする。

- (1) 消火は、大型化学車、大型高所放水車、普通化学車の泡ターレット又はハンドライン等により行う。
- (2) 泡ターレットによる消火は、主として胴体部と翼部の火災の分離を図るものとし胴体に対し泡放射を行う。
- (3) ハンドラインによる消火は、主として救出路及び避難路の設定と確保を行うものとし、進入口付近に泡放射を行う。
- (4) 先着隊は、後着隊の到着を待つことなく現着後直ちに泡放射を行い、救出路及び避難路の確保に着手する。
- (5) 後着隊は、先着隊の防御の粗なる部分の防御にあたるほか、航空機の周辺に流出している燃料の着火防止のため、泡放射を行い延焼拡大を防止する。

(6) 空港内における消防用施設等は、資料のとおり。

6 胴体着陸時の措置

航空機が着陸装置等の故障により、空港又はその他の場所に胴体着陸を実施する場合は、滑走路等の着陸場所に泡消火剤を放射し出火防止を図るものとする。

- (1) 泡被覆の長さは、着陸滑走距離の3分の1を目標とし、乗客数、収容貨物量等により増減する。
- (2) 泡被覆の幅は、双発機にあってはエンジン幅間隔の1.5倍、単発機にあっては、8～10mとする。
- (3) 泡被覆の厚さは、4～5cmとする。
- (4) 泡被覆が時間的又は泡薬剤の不足等から余裕がない場合は、着陸地点から100m～150m程度を全面被覆し、その他は重点的に被覆する。
- (5) 泡被覆が終了した場合は、着陸地点及び停止予想地点に化学車を配置し、防御体制を確保する。なお、停止地点が不明の場合は着陸機の後方又は側方から伴走警戒を行う。

7 市街地における航空機事故

市街地において航空機事故が発生した場合は、多数の死傷者を伴うとともに延焼危険が大であることから、早期に多数の消防隊を集結し活動を行うものとする。

- (1) 消防隊のうち消火隊は、主として事故機の消火救難にあたるものとし、補水隊は市街地の延焼拡大防止を行う。
- (2) 救助隊は、主として事故機周辺の人命救出にあたるものとする。ただし、当該事故が公衆の出入りする施設等と併合する場合は施設全般とし、必要に応じ消火隊又は補水隊の一部又は全部から特命救助隊を指定し人命救助を行う。

8 現場救護活動の原則

航空機事故における現場救護活動は、次によるものとする。

- (1) 航空機事故に火災が伴う場合は、指揮本部活動要領第24条及び本章第5項に基づく部隊編成により救護活動を行う。
- (2) 航空機事故に火災が伴わない場合又は火災による人命危険が排除された後においては、第4章多数傷病者事故等の救急活動の定めるところにより活動する。
- (3) 災害現場の状況に応じ必要なときは、自衛隊の応急救護を要請するものとする。

第3節 安全管理

航空機事故の消火活動及び救助活動に共通する安全管理事項は、次のとおり。

- (1) 空港敷地内に進入する場合は、空港関係者の誘導を求めること。
- (2) ジェット機のエンジン駆動時は、エンジンの後方にあつては45m、前方にあつては8mの距離を保持し、熱傷及び引き込まれの防止を図る。

- (3) プロペラ機にあつては、停止していても触れない。
- (4) 主翼及びタイヤへの接近は極力避ける。
- (5) 事故機に対する接近は、風上、風横を基本とするが自衛隊及び米軍が使用している航空機（以下「軍用機」という。）にあつては側方又は後方とする。
- (6) 航空機から流出した航空燃料による化学熱傷を防止するため、ゴム長靴を着装すること。

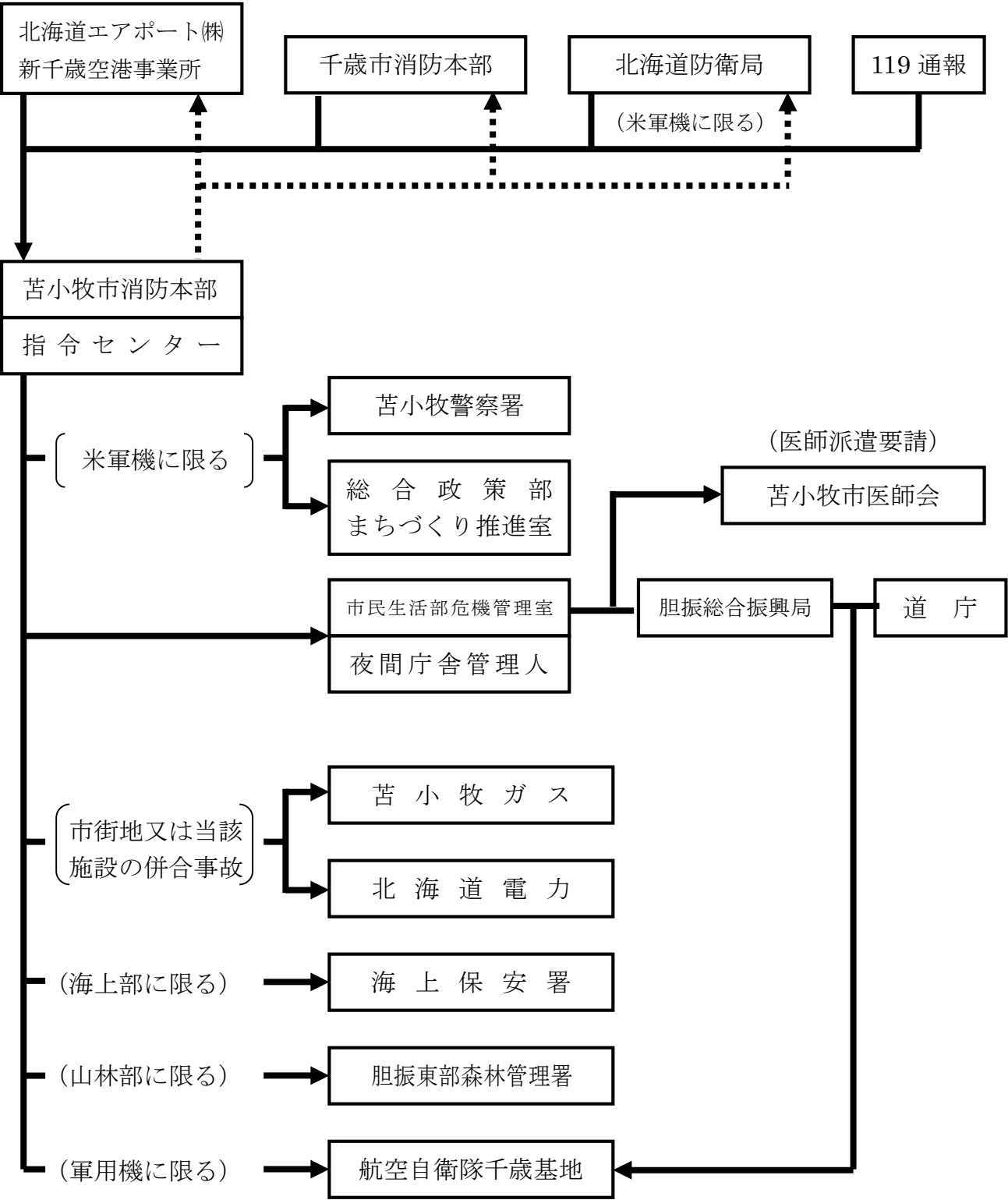
別表 1

航 空 機 の 種 類

分類	区 分	名 称
軽 航 空 機	気 球	
	飛行船	
重 航 空 機	固定翼航空機 (固定・回転翼併用航空機を含む)	滑空機 (動力滑空機を含む)
		プロペラ機
		ジェット機
	回転翼航空機	ヘリコプター

別表 2

通 報 連 絡 系 統



別表 3

部 隊 編 成

区 分	発災場所	救助隊	消火隊	補水隊
特別第 2 出動	千歳市 行政管轄区域	特別救助隊 沼ノ端救急隊	大型高所放水車 大型化学車 泡原液搬送車 化学車（必要台数指定）	沼ノ端管轄区域での特別火災第 2 出動隊のうち左記以外の消防隊
特別第 2 出動	苫小牧市 行政管轄区域	特別救助隊 救急第 2 出場隊		災害発生地での特別火災第 2 出動隊のうち左記以外の消防隊
特別第 3 出動		特別救助隊 救急第 3 出場隊		災害発生地での特別火災第 3 出動隊のうち左記以外の消防隊
特別第 4 出動		特別救助隊 救急第 4 出場隊		災害発生地での特別火災第 4 出動隊のうち左記以外の消防隊

- 備考 1 現場最高指揮者は、災害現場状況に応じ消防隊を増減するものとする。
- 2 千歳市以外の市町村の区域にあつては、北海道広域消防相互応援協定による。

別表 4

情 報 収 集 項 目

項 目		内 容				
事 故 機 の 機 種		ジェット・プロペラ・ヘリコプター・その他（ ）				
事 故 機 の 用 途		旅客機・貨物機・軍用機・その他（ ）				
事 故 の 種 別		単独事故・併合事故	併合対象区分	住宅・公衆利用・その他		
				山林原野・海上・その他		
人命危険	乗 務 員	搭乗数	人	救出数	人	
	乗 客	搭乗数	人	救出数	人	
2 次災害危険	延焼拡大	隣接建築物・危険物施設・交通機関・その他（ ）				
	引火爆発	ガス・危険物・爆発物・その他（ ）				
	倒壊落下	建築物・工作物・その他（ ）				
水利状況	人口水利	消火栓・貯水槽・屋外給水栓・その他（ ）				
	自然水利	河川・湖沼・海・その他（ ）				
	そ の 他					
先着消防隊集結状況		所属機関名	千歳市・空港事務所・自衛隊・その他（ ）			
		集 結 車 両	化学車	台	ポンプ車	台
			救急車	台	特殊車	台
その他消防活動上特殊な事象						

備考 1 先着消防隊長は、上記の項目中収集可能なものを収集し、現場最高指揮者に報告する。
2 現場最高指揮者は、未収集情報を収集し、情報の早期確立を図る。

様式1

事 故 等 連 絡 票(FAX用)

連絡受信日	年 月 日() 時 分
受 信 者	苫小牧市消防本部 消防署指令課 TEL 0144-84-5049 FAX 0144-57-9435
相 手 方	(TEL)
事故発生日時	年 月 日() 時 分
事故発生場所	苫小牧市
事故等種類	墜落 ・ 不時着 ・ 器物落下 ・ その他()
経 緯	
被害状況	
そ の 他	
危険性残存の有無	有 ・ 無